

大和町からいただいた
ご指摘について

平成26年6月16日

環境省

平成26年6月9日に開催されました第2回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談において、大和町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	緩衝地帯を使用することについて、防衛省に対してはどのように照会してどのような回答があったのでしょうか。	1
2	市町村長会議で決定した選定手法については、尊重しなければなりません、新たに様々な課題が出てきており、今後の進め方については、現状を踏まえたやり方の検討が必要なのではないのでしょうか。	2
3	候補地選定の評価方法について、「希少動植物の生息等については、自然度に関わりがあるものとしてまとめて評価しています」との回答でしたが、まとまった評価になっていないのではないのでしょうか。	3
4	現地確認については11月に実施されていますが、現地での確認が不適切だったのではないのでしょうか。例えば、植生自然度の評価はどのように行ったのでしょうか。	4
5	水源との距離について、嘉太神ダムには触れておりますが、花川水系には触れられていません。また、現時点において他の市町への改めての説明は考えていないとのことですが、そのような対応でよいのでしょうか。	5

第2回関係者会談で大和町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 緩衝地帯を使用することについて、防衛省に対してはどのように照会してどのように回答があったのでしょうか。

【環境省の考え方】

回答の作成に当たっては、本省間でやり取りを行い、平成26年6月4日に、防衛省から次のとおり回答をいただきました。

【防衛省からの回答】

王城寺原演習場の周辺に所在する防衛省所管の国有地は、同演習場から生じる砲撃音対策として住宅等を移転した跡地であり、防衛省が同演習場と周辺地域との緩衝地帯として保有しているもので、その用途としては、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地、広場その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられる。

防衛省としては、緩衝地帯を災害復興のために必要な指定廃棄物処分場として用いようとする場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得ることが大切であると考えている。

2. 市町村長会議で決定した選定手法については、尊重しなければなりません。新たに様々な課題が出てきており、今後の進め方については、現状を踏まえたやり方の検討が必要なのではないでしょうか。

【環境省の考え方】

市町村長会議で議論を重ねて確定した宮城県における候補地選定手法・提示方法においては、詳細調査を実施する候補地を選定し、市町村長会議において候補地を提示し、詳細調査を実施したうえで、最終的な1カ所の候補地を提示することとしております。

現在、この選定手法・提示方法に沿って作業を進めているところであり、ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、今後、詳細調査の実施に際しては、市町からのご指摘事項を含めて具体的な調査に活かしていきたいと考えております。また、市町が持つておられる知見についてもご提供いただければ大変ありがたく思います。

3. 候補地選定の評価方法について、「希少動植物の生息等については、自然度に関わりがあるものとしてまとめて評価しています」との回答でしたが、まとまった評価になっていないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

希少動植物の生息等については、見直し前の手法において、植生自然度を指標(9または10であるか)として用い評価を行っていました。

見直し後には、有識者会議等による検討、市町村長会議における議論を経て、選定手法を確定していますが、安心の観点からの評価のうち、適性評価や総合評価において、植生自然度を評価基準の一つとしており、同様な観点は含まれていると考えております。

【これまでの回答】

指定廃棄物の候補地の選定手法については、平成25年2月以降、有識者会議等による検討を経て、住民の視点から分かりやすさを重視し、項目を全面的に見直しました。

ご指摘の16項目については、以前の選定方法において安全性等の観点から除外すべき地域を除外した後に残った候補地を評価するための項目として用いることとされていたものです。

これに対して、市町村長会議での議論を通じ、より地域の実情にも配慮した新たな選定手法を確定しており、必要な観点は含まれていると考えています。

具体的には、

1. 希少動植物の生息等については、自然度に関わりがあるものとしてまとめて評価しています。
2. 公共施設への影響、既存集落への影響については、生活空間との近接状況として評価しています。
3. 地形・地質状況(地質・河川・崖地)及び遺跡・埋蔵文化財等の保全については、詳細調査の段階で確認します。

4. 現地確認については11月に実施されていますが、現地での確認が不適切だったのではないのでしょうか。例えば、植生自然度の評価はどのように行ったのでしょうか。

【環境省の考え方】

植生自然度図を参考に、11月に現地確認を行っており、植林であるか、草原であるかなどの、自然度の判定に必要な情報を得て、植生自然度の評価を行いました。

【これまでの回答】

宮城県における候補地の選定手法 においては、自然度の評価に関して「候補地内に複数の植生自然度が分布している場合、植生自然度の大勢を示すものを優先するが、複数の植生自然度が分布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い方の自然度を評価に使用する。」となっております。

第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成25年11月11日)資料1(別紙1)p.14

下原の候補地の植生自然度は、環境省「第2回植生調査1/5万植生自然度図」(昭和54年度)に含まれていますが、これをもとに現地確認を行ったところ、候補地内に自然度4(背の低い草原)、自然度6(植林地)及び自然度7(二次林)が存在していることが確認されました。これらの内、自然度4(背の低い草原)の範囲で必要面積約2.5haが確保できることから、候補地の自然度を4と評価しました。

5. 水源との距離について、嘉太神ダムには触れておりますが、花川水系には触れていません。また、現時点において他の市町への改めての説明は考えていないとのことですが、そのような対応でよいのでしょうか。

【環境省の考え方】

下原の候補地と水源との近接状況については、最も近接している農業用水の取水地点(嘉太神ダム)の距離約2.4kmを評価対象としています。なお、花川水系にある色麻町や演習場の水道用水の取水地点は7km以上離れています。

なお、宮城県の市町村長会議において確定した選定手法に則り、選定作業を実施し、その選定経緯・結果についても既に全市町村長に説明していることから、現時点において他市町村への改めての説明は考えていません。一方、詳細調査の結果については、必要に応じて他市町村も含め関係者の方への説明について検討します。

【これまでの回答】

処分場については、水を排出しない遮断型構造とするなど、水源に影響を与えることはないよう、十分に安全に配慮したものとします。また、管理面においても、施設周囲の地下水モニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じていないことを確認します。

このことにより水源に対する安全については確保できると考えておりますが、それでも御懸念があるものと考えています。

このため、宮城県における選定手法では、水源との近接状況を1つの評価項目として、安心等の観点からの評価を行って優先順位をつけています。

安心等の評価に関する指標に関しては、有識者会議において検討いただきましたが、水源との近接状況については、河川からの距離での評価ではなく、水道用水または農業用水の取水点から候補地までの距離で評価することが妥当との判断でした。この考え方については第4回市町村長会議でご説明し、ご理解いただきました。

第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成26年1月20日)資料2(別紙1)P21~P29参照